

大学入学資格関係告示の一部改正案（概要）

概要

我が国として留学生や帰国子女等を積極的に受け入れ、大学の国際化を推進していく観点から、大学への入学資格に関して、原則として外国における12年の課程を修了した場合に入学資格を認めるという「課程年数主義」の原則は維持しつつ、高校相当として指定した12年制の外国人学校を修了した者等について、「18歳に達したもの」とする年齢要件を撤廃する等、所要の告示改正を行う。

改正の内容（図は本改正に係る大学入学資格の要件を示したもの）

① 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）の一部改正【年齢要件の撤廃】

外国における高校に対応する
学校の課程の修了
※12年未満の課程を想定



文科大臣が指定する我が国の大学に
入学するための準備教育課程等の修了



撤廃

18歳
以上

我が国において、高校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設（いわゆるインターナショナルスクール）の当該課程の修了
（12年未満の課程の場合、加えて準備教育課程の修了が必要）



撤廃

18歳
以上

② 高等学校に対応する外国の学校課程のうち当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件（平成28年文部科学省告示第177号）の一部改正【5か国（ロシア、ウズベキスタン等）の課程を追加指定】

外国において、高等学校に対応する学校の課程で文科大臣が別に指定するものを修了した者
※飛び級・早期卒業した者を含む



※指定の基準（H28告示75号）

※個別指定（H28告示177号）

追加指定

③ 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和23年文部省告示第47号）の一部改正【年齢要件の撤廃】

国際的な大学入学資格（国際バカロレア資格（国際バカロレア事務局）、アビトゥア資格（ドイツ）、バカロレア資格（フランス）又はGCEA資格（英国））を有する者

国際的な評価団体（WASC、ACSI又はCIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程の修了



撤廃

18歳
以上

④ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を指定する件（平成13年文部科学省告示第167号）の一部改正【③の改正に伴う関連規定の削除】